

飲酒運転を防止するための校内ルール

長野県諏訪実業高等学校

【県教育委員会共通ルール】

1 酒席に先立って

- ・酒席会場には、原則として自家用車では参加しない。
- ・運転代行での帰宅予定者については、飲酒前に運転代行を予約する。
- ・運転代行での帰宅予定者については、2次会以降の参加を認めない。
- ・飲酒の習慣がない教職員（体質的に飲酒できない等）は上記の限りではない。

2 酒席に際して

(1) 開会に先立ち実施

- ・幹事、管理職等は自家用車で会場に来ている者について確認し、その者について飲酒有無、帰宅方法について確認する。
- ・運転代行での帰宅予定者については、その予約状況を確認する。

(2) 酒席終了時実施

- ・幹事、管理職等は帰宅方法について、改めて全員に確認をする。
- ・運転代行での帰宅予定者については、代行車への乗車を駐車場等で確認する。

3 対象となる酒席

- ・学校全体及び学年会、教科会の酒席等、勤務場所から直接酒席会場に向かうもの。

【校内ルール】

1 職場の飲み会で実施すること

- ・案内文の中で、飲酒運転の注意喚起をする。 ・飲み会の日には車で通勤しない、させない。
- ・帰宅方法を事前に確認する。 ・乾杯時に飲酒運転の注意喚起をする。
- ・閉宴時にも帰宅方法の再確認と飲酒運転の注意喚起をする。
- ・運転代行業者を利用する者がいる場合は本人が運転代行車に乗車するまで幹事等が見届ける。
- ・職員の自己管理を支援する取組飲酒運転の防止のため、職場全体で、「飲酒運転は絶対に許さない」という機運を盛り上げ、それを組織風土として定着させる。